



平成23年10月19日
内閣府（防災担当）

「平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年9月15日から23日にかけての台風15号とこれから変わった温帯低気圧により、全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」（全国を対象とする本激）として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、10月14日の閣議において決定しました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助をかさ上げします(農地の過去5年間の補助率かさ上げ実績 83%→92%)。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助をかさ上げします(一般災害20%→最高90%)。

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条2項から第4項まで)

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業について、暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

II 日程

10月14日(金) 閣議

10月19日(水) 公布

政令第三百二十二号

平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第十五号によるものをいう。	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。